

第2回 川崎市の行財政改革に関する研究会 議事録

日 時 平成26年9月10日(木) 18:00 ~ 20:00

場 所 明治安田生命川崎ビル 13階会議室

出席者

委 員 伊藤座長、出石委員、藏田委員、黒石委員

市 側 橋本行財政改革室長、鈴木行財政改革室担当課長、渡辺行財政改革室担当課長、
三田村行財政改革室担当課長、久万企画調整課長、宮崎企画調整課担当課長、
水澤財政課担当課長 ほか関係職員

議 題 1 事務・サービス等の廃止・見直しについて
2 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

1. 事務・サービス等の廃止・見直しについて

(事務局)

『事務・サービス等の廃止・見直しの考え方の検討』のうち、『(1) 参加・協働の場』、『(2) 公聴・相談・苦情申し立て』について説明

(藏田委員)

2つ質問したい。1つは、調査の対象として200事業を選出しているが、その母数と200をどう抽出したのか知りたい。もう1つは、『ウ 各サービス等の分類別検討【個別】』にある『必要性』『妥当性』『有効性』あたりの表現が、一般的な使われ方と異なるのではないか、ということである。例えば、『妥当性』の記述に「市が実施すべきか？ 妥当な水準か？ 民業を圧迫していないか？」と記載されているが、これらの表現を選択した理由や根拠を知りたい。

(鈴木行財政改革室担当課長)

1つ目の母数について、200を抽出したプロセスは、行政改革担当と財政担当と企画担当が調整し、課題になっていると考えられる事業ほか、市の事業として代表的なものをピックアップした。200事業で終わるということではないため、本研究会で全体的な考え方をご議論頂き、それをもとに予算等に反映させ、最終的には全ての事業を対象に見直し・廃止を進めていきたい。

2つ目の全般的な視点という観点については、5つの視点について川崎市として決まったものはない。さいたま市や横浜市の状況を見て、特に横浜市を参考として5つの視点を設定した。前

回の説明ではマトリクスで整理したいと話したが、大分類が「市民サービス」に該当する事業は福祉系サービスがどうしても全て左下に入る。そのため、それをさらにフィルターにかけ整理しようとするような基準を設けた。

(蔵田委員)

補助金や助成金などが真水で出ている事業も存在すると思う。行政改革を進展させる上では、戦略的に効果が高いところに照準を合わせるべきという考え方があると思うが、今回の資料でもともと行政コストがかなり低いものも挙げられているように思う。時間的制約や財源不足が逼迫している状況を考慮して、特に効果が大きいものを優先的に議論すべきではないかと考える。

また視点として挙げられている『妥当性』とは、どういう意味か、再度ご説明頂きたい。

(鈴木行財政改革室担当課長)

他の政令市との比較という観点で妥当な水準かということイメージした。

(蔵田委員)

そういった趣旨であれば、『妥当性』というよりも、最終的には『効率性』という指標で表されていくものではないか。

『有効性』という表現も、資料に記載されている「市民が享受している受益と負担の適切さ」という説明には馴染まないのではないか。政策評価における「有効性」とは、通常「当初想定された政策目標がどの程度達成されたか」と理解されると思うので、ここで使用する言葉としては違和感がある。

(伊藤座長)

『妥当性』と『必要性』がどう違うのかという考え方もあるだろう。また、「民業圧迫」や「民間でできることをしていないか」を述べたいのであれば「代替可能性」という整理もあるだろう。概念を整理する必要性があるかと思うので、また改めて検討していただきたい。

自分からも質問したい。『有償ボランティア制度』とはどういうことか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

通常「ボランティア」は無償の地域活動というイメージが強いが、現市長は少額をお支払いすることで高齢者に地域でボランティア活動をしていただく環境づくりをしようという公約を立てている。有償ボランティアの制度設計は市民活動や自治推進に関する部署で検討している。ボランティアには消防団等、すでに有償で活動している方もいれば、無償で活動している方もいる。現在無償で活動されている方に、資金を支払うことには賛否が分かれている。

(黒石委員)

「(2) 検討の手法」の「イ」では「市場性の大小」、「公共性の大小」でマトリクスに当てはめてあるが、これはどの情報を使って整理しているのか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

「市場性」は行政関与の必要性など、座標軸の下に書いてある判断基準に基づいている。記載されている『法律・政令による実施の義務付けはあるか(義務的サービスか)?』を含め、事務局で判断し記載した。

(黒石委員)

「イ」は、一覧表の情報整理結果から関係性を検討したものと理解した。「ウ」については、私

も言葉遣いに違和感がある。「ア」でグルーピングし、「イ」「ウ」という視点から情報整理し、廃止や見直しを決めたいということか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

事務を仕分けするイメージではない。事務やサービスの見直しの考え方は、通常は必要性があるかという基準のみで行っているの、グループごとにどういう視点で整理すべきか研究会でご意見をいただきたいと思っている。

(橋本行財政改革室長)

「イ」「ウ」についてはわれわれから検討項目を提示させていただいたが、新たな廃止・見直しの基準があればご意見をいただきたい。

(黒石委員)

廃止するか否かは、「イ」の定性的な評価からあぶり出すことはあるかと思うが、インプットの行政コストと得られるアウトプット・アウトカムから見たバランスによっても廃止・見直しを検討するのが基本だと思う。今は『有効性』や『効率性』など定義が「ウ」の中で埋もれているので流れをきちんと提示してほしい。

全体の総行政コストのうち、どの分野にどれだけのコストが掛かっているのかを見た上で、大きい順に検討していく必要があるとの意見があったが、それは事業を見直す際の戦略性の問題だと思う。

個別に見ていくためには、行政コストがある程度正確でなければならないと思う。

本資料には減価償却費は全く入っていないということなのか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

その通りである。

(黒石委員)

経営資源がどう配分されているのか、ハード系とソフト系とで違う可能性もあるが、共通の貨幣単価に置き直し把握するということが重要である。

(伊藤座長)

一般的な行財政改革の手法として、最もコストがかかっているところから、削減すべき部分を探る手法がある。しかし我々の研究会では、今行われている事業にどんな性質のものがあり、特質のある一定のグループにおいて、全体の中で行政が行わなければならない事業がどの程度存在するかを大まかに位置付けた上で、そのグループ自体を行財政改革の中で位置付けていくかという考え方で抽出しようとしている。そのため、実際のコストや効果の部分との連携が見えづらく混乱しているのではないか。

グループごとに類似性があり、そこから今後の考え方を抽出できれば、新しい事業や既存事業をその考え方に照らして検討するというアプローチに繋がる。今回はグルーピングの仕方やマトリクス内での位置付けについて、何かご意見があればいただきたい。

例えば、『参加・協働の場』に位置付けられるとしても、他の種類の性質も併せて持っていることもあるのではないか、a b cというグルーピングで代表的なものとして提示されているがこのイメージでグルーピングできるか、公共関与の必要性でマッピングされているが違う観点があるのではないか、など、ご意見があれば頂きたい。その上で個別の中身を見ていき、分類別に検討

していくことが必要ではないか。

私自身も個別事業のコストに目がいってしまいイメージしづらい部分があるが、行きつ戻りつしながらでもこうした点を考えてほしいという趣旨だと理解している。

(出石委員)

『公共関与の必要性』については、各部局からは当然必要性が大きいという回答があるだろう。今後全事業を見ていくに当たり、「今まで公共が関与していたからこれからも」という姿勢ではスクラップは出来ない。川崎市は先進的な取り組みを行ってきたが、こうした取り組みが聖域やアンタッチャブルなものになっている可能性があるが、こうしたものにも廃止の必要性があるものもある。また類似のものを一緒にしていくことも考えられると思う。

(藏田委員)

マトリックスの項目として『行政コスト』と『アウトプット量』に着目しており、アウトカムが書かれていない。行政の手を離れて市民だけで運営するまでが政策目標だとするならば、そこに何らかの物差しを当てて測らねばならない。アウトプットの多寡やコストの高低だけでは効率性の議論はできても有効性の議論はできない。有効性の議論ができなければ本当の意味での廃止の決定は出来ない。アウトプットだけではなくて、アウトカムを見る必要がある。

また、官民連携の視点からいうと、収益事業が成立する可能性ということ視点の中で謳う必要がある。無理にでも民間のパートナーを探して民間へ移行させていく、もしくは費用負担を求める仕組みを考えることが必要である。川崎市の都市ブランドを生かし、民間事業者の資金や人材等を引き出すための視点を考える必要があるのではないか。

(伊藤座長)

アウトカムについて判断できるデータはあるのか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

アウトカムについては設定が難しく、アウトプットを見てきた経緯がある。個々の事業ごとにアウトカムを算出するのは厳しいと感じる。少し検討させていただきたい。

(伊藤座長)

「1. 調査の概要」にある『市場性』とは『民間でのサービス実施又は代替可能性』だと記載されているが、それを前面に出すという理解でよいか。

(藏田委員)

現状で民間に同水準のサービスがあるか否かは『市場性』の判断の1つの視点だと思う。しかし、それでは足りない。行政の持ち出しでやっている事業を、収益的・広告的効果を踏まえて民間へ移行していく視点を持たなければならない。現時点で民間が代替できるものは当然として、今は行政がやっているものについても知恵を出して民間の資金を引き出す仕組みを考える視点を持つべきである。

(鈴木行財政改革室担当課長)

パンフレットの作製などは広告料収入が見込めるなど比較的民間へ移行させ易いと思うが、参加・協働・公聴・相談といったものは市が行なわざるを得ない。

(藏田委員)

担い手がないから行政がやり続けているという姿勢でよいのか。財政的に負担し続けられな

いなら、そういう取り組みも含めて検討しなければ効果がないのではないかと。

(伊藤座長)

趣旨については了解した。引き続き事務局から(3)・(4)の説明をお願いしたい。

(事務局)

『(3) 表彰・顕彰・認定』、『(4) イベント等』について説明

(藏田委員)

別表の備考欄に『参加者負担有』、『実費負担有』等と記載があるにもかかわらず、『サービス等に伴う収入』が0になっているものがある。例えば「川崎国際多摩川マラソン」では、備考欄に『参加者負担有』と書かれていて数量は6,057人とされているが、行政コストの『サービス等に伴う収入』が0になっている。参加費や実費、協賛金はサービス収入には計上されないのか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

本事業は陸上競技連盟等との共催により実行委員会形式で運営されている。参加者は実行委員会に直接費用を払い、川崎市は実行委員会に2,055万円の補助金を支払っており、それを行政コストとして計上している。

(藏田委員)

「モントルー・ジャズ・フェスティバル」は『実行委員会が主催』とあるが『サービス等に伴う収入』に30,000千円計上されている。なぜか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

文化庁からの補助が3,000万円あり、川崎市が補助金の受け皿となっている。

(藏田委員)

国や県からの補助金が入っていれば、市の収入として計上しているということか。

(出石委員)

必ずしも「b：当該サービスの効果が特定の個人に限定されるもの」に分類されないものもあるように思う。

(鈴木行財政改革室担当課長)

「b：当該サービスの効果が特定の個人に限定されるもの」の一番目に「アジア交流音楽祭」が挙げられているが、この音楽祭はストリート・ライブのような無料で音楽を聴けるイベントと、ミュージア川崎のような音楽ホールで音楽を聴くものの両者が含まれているため、分類が難しい。また『数量』欄には「78,000人」と記載しているが、イベントには「アジアンフェスタ」という露店などが出る催しも含まれており、そちらへの来場者も含めた数字が記載されている。

(伊藤座長)

個別の事業がaかbかという話は別として、それぞれのカテゴリーがどのように位置付けられ得るかという点や、それがよいかどうかを含めて議論していきたい。

(出石委員)

aとbの分類の仕方については、有料か無料か、全てを市が負担しているのか、受益者負担をある程度求めているのか、といった分け方も考えられる。

(伊藤座長)

グルーピングを変えるということか。

(出石委員)

「a 当該サービスの効果が特定の個人に限定されないもの」、「b 当該サービスの効果が特定の個人に限定されるもの」では違和感がある。あるいは主催と共催など大別するなどは考えられないか。

(黒石委員)

マトリクスの整理軸にもつながる話だと思う。事業の見直しを考えるに当たっての視点というのは、今のような軸もあるが、受益者が特定なのか不特定なのか、受益者負担があるのかなのか、という視点でも一律の評価があってよいと思う。

(鈴木行財政改革室担当課長)

マトリクスは前回ご説明した使用料手数料の設定基準で使っている指標でもあり、これを使うと説明がし易いと考えて居る。そのうえで、もしくは「b⁺ (ダッシュ)」という分類があった方が良く、等のご意見を頂けるだけでも有難い。

(黒石委員)

公共関与の大小や市場性の大小が一次審査で、官民代替可能性の大小を二次審査とし、受益者負担の適正性を三次審査とするなど、一次審査、二次審査、三次審査のように段階的に検討するフローも考えられる。

一次審査の市場性なし公共関与ありというのは、どの事業でも必要性を主張すると考えられる。本気でスクラップ・スクラップ&ビルドを行うのであれば、ゼロ次審査として「義務度」を掲げてはどうか。どうしてもやらなければならないものをあぶり出せるような仕組みが必要である。ほとんどの事業が×(バツ) 査定になるほど、厳しい材料が表に出るくらいの情報性になっていなければならない。現在の分類では、全ての事業をそんなに簡単に辞められないという結論に陥り易い。

(出石委員)

一方で本当に義務的なものしかないとなると、法定事務を行うだけとなり、地方自治は消滅してしまう。スクラップ&スクラップ&スクラップではなく、ビルドも必要だろう。川崎らしさは残さなければならない。

(伊藤座長)

横軸の『公共関与の必要性』を詰めていくと川崎らしさが消滅し、他都市でやっていることしか残らない方向になる。そこまで踏み切るのか。また、実際に今やられている事業を念頭におくと、全てが左下にプロットされる可能性が高い。議論の出発点としては、もう少し厳格に考える必要があるのではないか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

今日ご欠席の打越委員と8月にお会いした際、1%は抑制しなければならないという話が出た。ちょうど高津で花火大会があり、花火大会のように何十万と来場者があるイベントと、ホールで特定の人対象に行うイベントとでは扱いが違ふという話になった。そういうこともあって今回 a b の2つに分けた。イベントは廃止により市民が生活で困ることはなく、廃止しやすいのだが、それではつまらない自治体になってしまうという話もあった。

(伊藤座長)

イベントについても、やめるだけではなくて、一定の前提のもとで必要性をきちんと検証するという方法もある。bに分類された事業は川崎らしさを出していると思うが、コストも含めて考えなければならない。

民間で類似の認証制度があるので、全て止めてしまうのも1つの選択だが、他方で川崎のブランド力における経済効果をどう考えるかということもある。

(藏田委員)

事業を残すためには協賛金やスポンサーの獲得など工夫が必要である。サービスの受益者が限定されているかどうかに関わらず、政策として、市場が成立するまでの呼び水として最初のお金を出す。先進的にさまざまな事業に取り組むことが川崎らしさなのであれば、そこに付加価値を付け、そうなれば有料でも取り組む事業者が当然でてくるであろう。

川崎の花火大会が本当に魅力のあるものであれば、民間の協賛金が出てくるはずである。当たり前のところに立ち返って考えるべきである。

補助金などは全てカットしてもよいと思う。自己負担、協賛金の比率を上げる努力を主催者はすべきである。最初の2～3年は政策的アピールの意味で行政がブランドを貸し、その先は、事業者がそのブランドでいかに資金を集めるかを考え、自立することを考えなければ、残したいものも残せなくなる。おのずと答えが出てくるのではないか。サンセット条例のように、最初からスクラップすることを前提として事業をはじめるとする自治体も多くあるが、それくらいゼロベースから考えなければ何十億規模の歳出は削減できない。

イノベティブな自治体であればあるほど、新規のものをより早く付加価値をつけて地域や民間の主導に変えていく。行政の呼び水効果や誘致、産業育成の役割を認識してお金をつけていくのであれば意味があると思う。

アウトカムが生み出されている事業ならばそれだけの価値が認められ、営業努力をきちんとすればお金が集まってくるはずである。それがなじまない準公共財もあるが、中間的な、第2・第3象限あたりについては、そういう基準でドライに切ればたくさんの無駄が削減できるのではないか。民間事業者の経営では、競争相手が増えれば利益率が下がるので、いかに新しいものを生み出すか、リスクとリターンを勘案しながら取り組んでいる。そういう視点で無理やりにでも事業化を考え自立させていくことを、行革の委員会で敢えて言うべきだと思う。それでこそ先進自治体川崎を実現できると思う。

(黒石委員)

同意見である。行財政改革のための情報整理として止めようとするれば止められるという材料が見えない。全部止めてしまったら川崎市らしくないと思うが、過年度からの継続が前提となりがちなのが自治体の常である。攻めの政策的戦略を実行するために、マンパワーを高め、財源も自立し、新しい材料をつくる経営を考える。現状を慮り過ぎた情報整理では判断材料にならない。厳しい定義にしていくべき。

(久万企画調整課長)

総合計画の中でも、川崎らしさをしっかりと出していかなければならないと思っている。

アウトカムは総合計画の中でつぶさにやっていくというイメージではないが、しっかり進めていかなければならない事業についてはアウトカム指標を設ける。数値をベースに川崎らしさを出す

ための指標を総合計画の中で示していこうと考えている。

(伊藤座長)

総合計画と行財政改革は、アクセルとブレーキのようなところもあるが、両方考えていかなければならない。

(3)、(4) 関係では他にご意見はあるか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

(3) 表彰・顕彰・認定は、民間に移行させたくとも手を挙げる人が存在せず、ずるずると続いている事業が多い。初めから何年で止めるという考え方も必要だと思うが、市場性という意味では難しいと感じている。

(藏田委員)

民間は広告宣伝をするためにお金を使う。100万円の審査料を出して1000万円の広告価値があると判断すれば応募がある。そこまでのお金を出してまで取得したい川崎ブランドでなければやるべきでない。今市場にないが政策として必要なものを提供するのが行政の役割である。ただそれを未来まで残すことは行政の役割だとは思わない。目標に達しなかったものについてはスクラップする仕組みを設定しておくことが必要だと思う。

(出石委員)

今のご意見に同感である。表彰は、民間で行われているからといって民間にやらせるのではなく、独自の「川崎らしさ」の認定を続けるかどうかというところが肝心なのではないかと思う。

(橋本行財政改革室長)

認定したがその後活用されていないという例も存在する。単に認定すればよいというのではなく、効果が出るものには民間にも負担を求めながら進めるのがよいのではないか。

(藏田委員)

民間では、会費をとって制度を運用するなど、色々な方法がある。最初の1年～3年は行政が資金を提供しメディアに対しアピールして認知度を高めるなど、行政が推進することで効果が高まることに資源を集中すべきである。

(伊藤座長)

続いて(5)、(6)に進みたいと思う。

(事務局)

『(5) 出版物等』、『(6) 許認可等』について説明

(伊藤座長)

市政だよりは広報・広聴に関わるもの、学校の副読本は教育に関わるものなので、(5) 出版物等というくくりで見ることの意味があるのか。他の分野とクロスして見る必要があるのではないか。また情報化が進んでいるので、ウェブサイト等で見られる情報や統計データに関し、市が今のよう形で提供することが相応しいか検討すべきではないか。

(藏田委員)

出版についてはとてもシンプルで、売れるものは売ればよいと思っている。行政コストは、人件費・印刷費・在庫有無など、何が含まれているのか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

例えば職員録であれば、人事課の職員の人件費と印刷費を含めたコストが記載されている。

(橋本行財政改革室長)

職員録は業者と職員が購入するため、それなりに部数が発行されている。

(藏田委員)

こういったものは、通常どの自治体でもデータのみを準備して印刷実費は受益者が負担する形が妥当と思う。変動費の自己負担を求める形式で整理を行えば、価格設定のあり方が決められる。

市政よりは川崎市民にあまねくりーチできるメディアであり、広告収入を増やす努力を行うべきである。川崎市程度の人口があれば一定の広告宣伝効果が認められる。単純に収入の部分を増やしていけば良い。他自治体では市政日よりなどはワンパッケージで広告会社が担っている例もあるので、それを積極的に活用すべきである。有料広告に取り組んでいない理由はあるのか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

広告を入れることで頁数が増え、印刷費が増加する。それに見合う広告費は得られないという判断から現在は有料広告に取り組んでいない。但し民間に編集を含め全て委託した場合にどうなるかという検討まではしていない。

(藏田委員)

コストをかけてでも有料広告を入れれば収支はプラスになるのではないかと。職員の負担も少なくなると思う。また市政だよりの「サービス等に伴う収入」に記載のある 5000 万円は何を意味しているのか。

一般に商品として個人が購入しているものについては市場性があるかどうかを基準に考える必要がある。この中では市場性があるのは唯一職員録だけかもしれないが、基本的には余計な在庫も持つことなくオンデマンド印刷の活用を行うべきだと思う。入札により行政コストを抑えられる可能性がある。

(鈴木行財政改革室担当課長)

一部の事業では、データを端末からプリントアウトできるサービスも行っている。

(鈴木行財政改革室担当課長)

市政だよりの収入の 5000 万円は、市政だよりと共に県のたよりを配布しているため、県からの負担金を得ているものである。

(鈴木行財政改革室担当課長)

市政よりは月に 2 回配布をしており、1 日号については町内会を通じて配布し、20 日号については、料金を払って新聞折り込みを行っている。町内会からは配布作業の負担が重いという苦情が一部あり、ページ数を増やす際はそうした事情への配慮も必要である。

(伊藤座長)

「許認可」についてご意見はあるか。

(藏田委員)

下から 4 つ目の路上違反広告物の除去について、撤去するのに 2600 万のコストが発生しているが、違反者に対し反則金を徴収することはできないのか。

(鈴木行財政改革室担当課長)

今までは徴収したことはない。捨て看板などで設置者を特定出来ない。

(出石委員)

許認可については、法定許認可に関する事務は別として、条例で求めているものは、オンラインでの申請処理を可能とするなどの工夫も必要なのではないかと。但し図面の提出などで対応が難しいものもあるとは思う。

(鈴木行財政改革室担当課長)

「NPO 法人の設立認証等」と「NPO 法人認定・条例指定制度」は法定事務である。それ以外は自主的に条例を作ったものが多い。川崎らしさという点と関係するが、環境影響評価制度については、神奈川県が同じ条例を運用している。川崎市が先んじて行っていた経緯があるため川崎市が県に依頼し適用除外を受け運用している。

CASBEE 川崎（川崎市建築物環境配慮制度）も川崎市が県に先んじて始めたものである。CASBEE 川崎は、届出の対象となる建築物の床面積を当初は 5000 平方メートルと設定していたが、後から同様の制度を始めた県が、2000 平米としたため、基準を変更し 2000 平方メートルを超える建物を対象とすることにあった。こうした取組自体を止めるのは難しい。

(出石委員)

行政改革と逆行していると言われる可能性はあるが、これらは県ではなく政令指定都市が行うことが地方自治・地方分権の本筋なのではないかと思う。

(伊藤座長)

大きな流れとしては、県から政令指定都市へと分権が進められているので、そうなるだろう。

(出石委員)

(2) について、本資料 3 ページのウに記載のある「法的権限のあるところへの一元化を行う」という記述について、趣旨を確認したい。

(鈴木行財政改革室担当課長)

川崎市は 12 年前に人権オンブズパーソン制度を構築した。しかし DV 被害のように、最終的に警察が関与せず結局被害者が殺害される事件が起こるなどの状況がある。このため、附属機関と位置づけて、アウトリーチ的に専門調査員が調査を行っている事業もある。また児童相談所や DV 関係、いじめなどでしっかり法的権限を持っている機関を上手く繋ぎ一元化できるようにする必要があると考えている。

(出石委員)

賛成である。川崎市の独自の取組みとして、オンブズマン、オンブズパーソンなどを設置してきたわけだが、一本化し法的権限とつなげるのであれば、条例でしっかり整備し直せばできる。

行政不服審査法の改正により、行政不服審査会的なものを位置づけることも必要になってくる。あるいは元々情報公開の審査会も存在する。これらを含め、大きく法律条例に基づく処分に対する不服や一般的な苦情などを一本化している自治体も存在する。川崎独自の制度としてやれば川崎らしさとなると思う。財政的にも大きなポイントになるのではないかと。抜本的に考えてもらえればよいと思う。

(橋本行財政改革室長)

毎年 4 月から 5 月にかけて行革関連の取組課題を提示し、その結果を次年度の職員配置計画に反映する形式を採っている。今回は事務局に市民オンブズマン制度自体の廃止・統合を初めて投

げかけた。この部分は残しつつ整理した方がよいと思うので、後日ご報告する。

(伊藤座長)

本日は検討の視点についてのご意見を得ることができた。また今まで行政が行ってきたことの中から収益性のあるものをどう生み出していくかといった観点からもご意見を頂いた。次回も本日と連続性のあるかたちで検討していきたい。

以上で本日の議題を終了とする。